

# 令和7年度 第5回福島地方最低賃金審議会 議事録

日 時：令和7年9月18日(木)

13:30～15:20

場 所：福島第二地方合同庁舎1階会議室

出席者：(公)熊沢、橋本、元井、森谷

(労)塩澤、高橋、田崎、只野、松本

(使)安達、大内、金子、佐藤、鈴木

## 1 開会

(会長) ほぼ定刻ですので始めたいと思います。ただいまから令和7年度第5回福島地方最低賃金審議会を開会します。

## 2 定足数の確認

(会長) 事務局から定足数の確認をお願いします。

(補佐) 本日は、竹田委員は欠席の御連絡を受けております。また、大内委員は遅れていますが、現在13名の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

## 3 議事

(会長) これより議事に入ります。

### (1) 特定最低賃金の改正について

#### ア 特定最低賃金(5業種)改正の必要性の有無の審議及び答申

(会長) それでは、特定最低賃金の改正の必要性の有無について審議します。

8月8日に開催しました第3回審議会において、今年度の特定最賃の改正の必要性の有無に関する審議については、5つの特定最賃を一括審議するのではなく、一つずつ個別に審議することといたしましたので、よろしくお願ひいたします。

また、ここで私から、特定最低賃金の改正の必要性の審議に係る運用上

のルールについて確認をしておきたいと思います。

特定最低賃金の改正の必要性を認める場合は、公労使、全会一致で必要性有りとなることが必要ですので、全会一致となるよう努力をして参りたいと思います。

また、これまで当審議会においては、改正の必要性有りと判断した場合であっても、それは「適正な最低賃金額を検討すべきとの判断であり、必ずしも引上げを前提としたものではない」という申し合わせをしております。

本年度におきましても、同様の取り扱いとしてよろしいでしょうか。

### 《 異議なしの声 》

(会長) ただし、現在の最低賃金につきまして、「非鉄金属製造業最低賃金」は996円、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」は880円、「輸送用機械器具製造業最低賃金」が1,005円、「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金」は928円、「自動車小売業最低賃金」は1,020円のため、今後、福島県最低賃金が955円から1,033円になった時には、「特定最低賃金は地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならない」と最低賃金法第16条に規定されているため、1,033円以上の金額への引き上げを行う必要があることは申し添えます。

#### ① 非鉄金属製造業最低賃金について

(会長) 最初に、非鉄金属製造業最低賃金の改正の必要性の有無について審議のうえ判断します。

労働者側より御意見をお伺いします。

(佐藤委員) すみません。その前に使側で打ち合わせの時間を20分ほど頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(会長) はい。そのような申出ですがよろしいでしょうか。  
それでは、承りましたのでそのようにいたします。

【使用者側委員退室】

【使用者側委員入室】

(会長) それでは再開いたします。各産業の審議に入るところでございました。では、最初に、非鉄金属製造業最低賃金の改正の必要性の有無について審議のうえ判断します。

労働者側より御意見をお伺いします。

(田崎委員) はい。田崎でございます。

非鉄金属製造業、アルミや銅、亜鉛など建設、電機、自動車、再生可能エネルギーといった多様な産業基盤を支える重要な分野となっております。近年は電気自動車、蓄電池関係の需要、再生エネルギーの設備普及に伴いまして、非鉄金属の役割が益々高まっていると考えております。

そして、地域産業としても広く、雇用の安定や地域経済の持続に欠かせない存在となっております。しかし、その産業の現場では人材の確保が年々厳しくなっております。特に、精錬や加工の工程では高温環境、また重量物の取り扱いを行います。身体的に厳しい業務が多いにも関わらず、十分に処遇が改善されていないという職場も見受けられます。その結果、若年層からの応募が伸び悩むということで、熟練の技能者の高齢化も進んでいるというのが現状でございます。技能の伝承、担い手不足、これは将来の生産力低下や品質確保の難しさに繋がりかねないということでございます。

また、非鉄金属はサプライチェーンの上流工程を担っているということですから、人手不足や技能継承の停滞があると、それ以降の他の産業への波及のリスクも絡んでいるということでございます。

例えば、電線や半導体の具材の供給が滞れば、自動車や電機産業にも直接影響するということになります。こうした意味でも、非鉄金属の産業の持続性の確保は、県内の経済にとっても課題であると考えております。

これらの課題を克服するためには、まずは労働条件の改善が不可欠でございます。とりわけ、最低賃金の底上げは人材流出にも繋がっていると考えておりますし、これまでお話をさせていただきました、将来的な技能継承、担い手不足を確保するための基盤になるということでございます。

特定最低賃金の設定することによって、非鉄金属製造業に従事する労働者が安心して働くことが出来る環境を整えて、県内の産業全体の競争力をしっかりと下支えすると考えているところでございます。よろしくお願ひします。

(会長) ありがとうございます。次に使用者側より御意見をお伺いします。

(鈴木委員) はい。担当の鈴木から申し上げます。

非鉄金属製造業の特定最低賃金につきまして、使用者側としては改正の必要性は無いと考えております。

そもそも、近年、地賃の引上げが急激で、その内容からもなおさら意義が薄れているのではないかと感じているところでございます。特に、本年の地賃につきましては、政府の強力な賃上げ方針の下、異常な物価高騰への対応としての労働者の生計費を最重要視しなければいけないということに加えまして、地域間競争等にも留意せざるを得なかったということもあって、法定3要素のうち生計費以外の労働者の賃金の動向ですとか、事業者の支払能力の部分の考慮を、大きく超えた水準に決定されたのではないかと受け止めているところでございます。

そのようにして、最低賃金のベースである地賃が産業の別等を著しく超えたような、全産業の労働者に共通するところの生計費ですとか、政策・外的環境などというところで、大幅に引き上げられるという状況が続く中で地賃を上回るところまで引き上げる必要は本当にあるのだろうかと考えるところでございます。

また、中小企業・小規模事業者への影響という面からも、今回の地賃の引上げだけでも、経営への大きな影響が見込まれる状況下において、非鉄金属製造業については、より高い水準まで最低賃金を引上げて、申出の合意者以外の事業者、今年の場合は適用労働者数の3分の2強にあたる労働者を抱えている多くの事業者にも強制的に適用すべき特別な必要性があるのだろうかと考えているところでございますので、改正の必要性は無いのではないかと申し上げたいと思います。

以上です。

(会長) 公益側は御意見ございますか。改正の必要性有りということでおろしいでしょうか。

《 異議なし 》

(会長) 本日の段階では「必要性無し」という判断は見送り、10月に開催予定の審議会で改めて審議することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《 異議なし 》

(会長) それでは、10月開催予定の審議会で改めて審議することとします。

② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について

(会長) 次に、電子部品等製造業最低賃金の改正の必要性の有無について審議のうえ判断します。

労働者側より御意見をお伺いします。

(塩澤委員) はい。労働側委員の塩澤です。よろしくお願ひします。

電子部品・デバイス、電気機械器具、情報通信機械器具製造業ですが、ここ数年、非常に厳しい状況下にあって必要性有りとなっておりませんが、やはり、特定最低賃金と地域別最低賃金においては、対象者も役割機能とともに異なる制度であるということでございますので、地域別最低賃金が大幅に引き上げられている昨今であっても、電機産業においての特定最低賃金の引上げは必要であると思います。

また、地域別最低賃金の制度があったとしても、特定最低賃金の代わりを果たすことは出来ないのではないかと主張させていただきます。とりわけ、2025年の闘争においても、賃上げや企業内最低賃金共に、電機産業においては、前年を上回る、近年で最も高い引き上げをしてきた実績がございます。こうした成果を、同じ産業で働く未組織労働者や非正規雇用労働者のためにも、しっかりと議論を踏まえて、特定最低賃金を引上げていくことが必要不可欠であると考えます。

特に、中小企業においては、人材の確保、定着が企業の存続を揺るがしかねない、重要な課題になっていると思います。多くの人手を要する作業や業務が多くあると思いますので、そういった企業においても、特定最低賃金をしっかりと引上げし、人材の確保、定着をしていく必要があると思います。

賃金の引上げを諮り、同じ産業で働く仲間のために、そして産業の魅力を高めていきたい、そのような役割も特定最低賃金が持つ部分ではないかと思っております。

今後、労使のイニシアティブを発揮しながら、データに基づく議論を深めて参りたいと思いますので、金額改正は必要であると思っております

で、必要性有りと主張させていただきます。

以上です。

(会長) 次に使用者側より御意見をお伺いします。

(安達委員) はい。使用者側安達でございます。電子部品デバイスの特定最低賃金の必要性につきまして、必要性無しと考えております。

今、鈴木委員からもありましたように、地域別最低賃金の上昇率が異常な数字だと認識しております。8.2%、78円ということで、上げ幅とかスピードが使用者側にとって厳しいと思います。

特定最低賃金の設定の根拠となります労働条件の向上や、公正競争の確保という観点からも、これだけ地賃が上がっているということは、労働者にとっても非常に労働条件は良くなっているということもありますし、公正競争確保の観点、これを阻害するという明確な根拠も見当たらない。1,033円という金額まで上がればそれで十分なのではないかと思っております。

そういう観点からも、電子部品・デバイス等の特定最低賃金の必要性は無しと主張したいと思います。

以上です。

(会長) 公益側は御意見ございますか。改正の必要性有りということでおろしいでしょうか。

《 異議なし 》

(会長) 本日の段階では「必要性無し」という判断は見送り、10月に開催予定の審議会で改めて審議することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《 異議なし 》

(会長) それでは、10月に開催予定の審議会で改めて審議することとします。

### ③ 輸送用機械器具製造業最低賃金について

(会長) 次に、輸送用機械器具製造業最低賃金の改正の必要性の有無について審議のうえ判断します。

まず、労働者側より御意見をお伺いします。

(高橋委員) はい。労働側委員の高橋でございます。

輸送用機械器具製造業について申し上げます。我々、自動車産業におい

ては、トランプ関税等々の話が今大きく出て来ていますが、一方では、そういうアメリカに頼らないというところで、全世界を対象としておりますので各社それに追随しながら、販売網の確保ということについては引き続き対応していくというのが、現状でございます。

また、数年前まで半導体が不足しているという話をさせていただいて、自動車がなかなか作れないという話もさせていただいておりましたが、現在では国内に半導体の工場を持ってきたり、そういうところで安定供給というところから、国内製造業では安定した生産活動になってきている、御存じの方もいらっしゃると思いますが、トヨタさんあたりは、かなり売れるものですから、一時、受注を受けてそれを作れるまで少し待ってもらうような状況にありますので、主要産業として、国内で十分引っ張っていくだけの産業であるということを申し上げさせていただければと思います。

福島県においても、春闘では、賃金改善ということで5%前後の改善が諮られておりまますし、一方で中小企業も同じように賃上げが昨年より大幅に引き上がっているということを確認しているところでございます。人材というところでは、一方では、若者がなかなか製造業に集まってこないということが実態でございまして、メーカーの看板があるようなところでは、ある程度集まってるかなというくらいのところで、ある程度名の知れたメーカー以外のところだと、募集してもなかなか人員が集まらないというところが実情でございます。そういったところから、現在いる人員で対応していますが、高齢化が進んでおり、ここ数年では、人材不足という状況が続いております。若者の就職をしっかりとサポートできるような賃金体系も必要です。

毎年申し上げているのですが、ここ何年かの求人情報等々では、最低20万円ということが検索リストのトップで、20万円以上もらえる企業を探しているということが実情でありますので、それを時間額で割れば、我々が労使協定で締結している企業内最低賃金以上のところでないと人材が集まってこないということが事実ですので、といった観点からすると、輸送用機械器具としては、この最低賃金をしっかりと結果を出す数字にしていきたいと思っております。

ただ一方では、昨年、労使協議をさせていただいて、情報を労使で共有

させていただいた強みが良かったと思っております。そういった観点で、金額どうこうと言うよりは労使で現状を把握し、今の確認をし、福島県の立ち位置を共有するというのが大事だと思っておりますので、そういった観点でも必要性有りというところで、表明させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(会長) ありがとうございます。次に使用者側より御意見をお伺いします。

(佐藤委員) 使用者側委員の佐藤です。輸送用機械器具製造業については、必要性無しと考えております。特定最低賃金に対する基本的な考え方を述べさせていただきたいと思います。地域別最低賃金が全国47都道府県ですべての労働者を対象に設定され、その役割を十分に果たし機能しておりますので、特定最低賃金を設定する必要性は無いと思っております。特定最低賃金については、地域別最低賃金が今年度も78円と大幅に上昇したため、5業種すべての業種において埋没いたしました。他県においても、多くの県において、ほとんどの業種が埋没いたしました。地域別最低賃金が特定最低賃金を上回るほどに十分に引上げられれば、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完する役割は必要なくなると思われますし、各都道府県別に特定の産業だけ地域別最低賃金よりも高く設定される必要性は無いと思っております。

また、比較的賃金水準の高い労働者の賃金の不当な切り下げによる競争の防止という本来の機能は果たしておりませんので、その役割も地域別最低賃金と重複しておりますので、企業内の労使以外の場で決定すべき必要性が高いものとして今後も存続させる必要性は無いと思っております。

本年度の地域別最低賃金においては、昨年同様、明確なエビデンス無き高い目安額が示され、さらに地域間格差の解消や福島県の経済実勢に見合う水準等も考慮され、昨年と比べても大幅な引上げ額78円で決まりました。現在の福島県内の輸送用機械器具製造業、取り分け地域経済を下支えしている規模の小さい中小企業、小規模事業者は、エネルギー価格、輸送費、原材料価格の高騰等、また価格転嫁があまり進んでいないなど、まだまだ厳しい経営環境下に置かれております。これ以上、地賃を上回る金額まで賃金を引上げられない状況にあると御理解いただきたいと思います。

以上です。

(会長) ありがとうございます。公益側は御意見ございますか。改正の必要性有りということでよろしいでしょうか。

《 異議なし 》

(会長) 本日の段階では「必要性無し」という判断は見送り、10月以降開催予定の審議会で改めて審議することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《 異議なし 》

(会長) それでは、10月以降に開催予定の審議会で改めて審議することとします。

#### ④ 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金について

(会長) 次に、計量器等製造業最低賃金の改正の必要性の有無について審議のうえ判断します。

労働者側より御意見をお伺いします。

(松本委員) 労働側の松本と申します。

今まで労働者側委員から発言のあったとおりで、必要性については概ね他業種と同じかなというところでございますが、精密機械、測定機器、レンズ・時計部品は、その名のとおりかなり高度な技術と精密性が求められているというところで、やはり熟練した技能者の労働者の確保、人材育成が不可欠になっているというところでございます。

私の加盟している単組の中にも同業種ありますが、かなり教育時間に時間を費やすというところと、部署によって残業が偏っているという報告を、訪問した際に受けます。何ですかと聞くと、誰でも出来るわけではない部署だということで、最終的に研磨や磨き上げなど、熟練した高度なそれなりの技術を持った方でないと出来ないところだが、人が入ってこないという実態もあって、残業の偏りなど労働者への負担がかなり強いられているという実態がございます。

そういう意味で、県外への人材流出を防ぐうえで、若年層の入職促進というところと、定着させるという意味では賃金をしっかりと、労働力の対価に合った魅力と支払いをしていただくことが、やる気とモチベーション

ン維持に繋がっているのではないかというところでございます。

また、産業内の公正確保というところで、低い賃金で利益を得るというところで事業競争をしているというところが、我々労働側としては決して認められないというところでございますから、そういう意味で、健全な労働市場の確保をする意味では、この特定最低賃金の役割というところで、かなり大きな役割を担っているというところでございます。

そういう意味で、これから使用者側の方々からも発言あったとおり、かなりの引上げで厳しいという答えもありますが、今なお、現在すでにそういう状況に陥っているところが多くあるところでございますが、労働者確保が出来ずに事業を継続できないという事業所も全国的に多く発生してきている、今日データでお示し出来ませんが、これは帝国データバンクのデータからもこういった数字は出ているということで、そういう意味では福島県内においては、北関東に隣接している県ですから、人材流出という懸念材料がものすごく高い県であります。そういうところで、こういった主要産業と位置付けてあります業種においては、やはり県の経済力維持・確保・発展という意味で特定最低賃金の魅力を設けて進んでいきたいというところでございます。そういう意味で、必要性有りで御審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(会長) ありがとうございました。次に使用者側より御意見をお伺いします。

(金子委員) 金子でございます。よろしくお願ひいたします。

まず結論から申し上げますと、必要性無しということで表明させていただきます。私が所属します商工会連合会、まさしく一番都市部から離れるようなところに位置する商工会を88抱えております。それに県内に会員数が約2万人おりまして、そのうちの9割以上が製造業、宿泊業など20人以下、商業、サービス業5人以下の小規模事業者でございます。

最近の地方最低賃金の伸びを見ますと令和4年30円、令和5年42円、令和6年55円、そして令和7年におきましては78円のアップ、ここ4年間で205円の上げ幅になっております。それを、例えば一人当たりの支払能力の確保という観点から見ますと、1ヶ月、4年間で205円×8時間×21日で34,440円、1年間は34,440円×12ヶ月で413,280円。一人当たりの支払いに関する上げ幅がもはや異常という

増加額だと考えております。今後の賃上げにおきましては地域別最低賃金にて、特定最低賃金の役目を十分果たしていけるものと考えております。また、公正競争の確保の判断は、今年の資料からもなかなか判断できないと思います。

最後に、地域別最低賃金は罰則規定がかなり厳しいですが、特定最低賃金については、地賃の罰則は適用されませんが、労働基準法の賃金全額払い違反の罰則、30万以下の罰金が適用されるということで、ある程度の法的拘束力を持つものでありますので、9割以上が小規模事業者等であることを考えますと、やはり賃金支払能力の観点から必要性を認められるものではないということを表明いたしまして、私の発言とさせていただきます。

(会長) ありがとうございました。公益側は御意見ございますか。

(橋本委員) 今やっている議論は、特定最低賃金一般論の議論ではなく、それぞれの分野のお話です。一般論を言ってもらっても違うのではないかと思います。特定の分野の数字を出しておっしゃってくれるのであれば分かりますが。

(佐藤委員) 一般論があって、その前提があつての今後の細かい審議に繋がることでありますので、一般論抜きにしてこの業種ごとの云々というのはちょっと違うのではないかと思います。

平成14年に出された産業別最低賃金制度全員協議会報告において、「法改正を伴う事項も含めた産業別最低賃金制度の在り方については、時機を見て新たに検討の場を設け、中長期的な視点から更なる論議を深めることが適当である。」とされております。

特定最低賃金についての労側の立場での考え方、使側の立場での考え方をはつきりと申し上げた上で、今後話し合っていくということが順序としていいのではないかと思っております。

前提なしには何も議論が進まないと思うのですが、いかがでしょうか。

(橋本委員) 私は、この場で、まず最初に、例えば非鉄金属なら非鉄金属の分野の経営者の考えていることを聞きたかったです。

(佐藤委員) それについては、これから審議会で、今日で終わりではありません。今後、開催される審議会の場において労働側、使用者側それぞれの考えを述べ合うことになります。今日一日で全て済ませるという予定ではないと

思っております。

(会長) 御意見ありがとうございます。公益側委員の立場として、必要性の有無という点では有りということでよろしいでしょうか。

《 異議なし 》

(会長) 本日の段階では「必要性無し」という判断は見送り、10月以降開催予定の審議会で改めて審議することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《 異議なし 》

##### ⑤ 自動車小売業最低賃金について

(会長) つぎに、自動車小売業最低賃金の改正の必要性の有無について審議します。

労働者側より御意見をお伺いします。

(只野委員) 労働者側委員の只野です。よろしくお願ひします。

自動車小売業は自動車の販売だけでなく、多くの事業所で整備部門を併設し、販売とアフターサービスを一体的に担っております。特に整備部門は利用者の安全確保と交通インフラの維持に直結する重要な役割を果たしております、地域社会の安心と安全を支える不可欠な存在です。

しかしながら、賃金水準や労働条件が必ずしも人材確保につながっていないという状況があって、繁忙期における長時間の労働、整備作業を中心とした身体的負担の大きさなども相まって、人材の確保は年々厳しさを増しています。

自動車の安全点検・修理は、AIや機械化などでは難しい領域です。私も今日車で来ていますが、先日雨漏りがありまして、整備士の方に目視で確認してもらって修理をしてもらいました。やはりそれは人の目であり、人の手です。一人の技能に依存する、人手不足が進んでしまえば、点検や修理の遅延、サービス水準の低下、交通事故のリスクの増大にも繋がりかねないと思っております。これは、利用者の生活、県民の安全を脅かす深刻な課題ではないでしょうか。

こうした状況を改善し、持続可能な人材確保につなげるために、最低賃金の底上げによって賃金水準を適正化し、整備士が安心して働き続けられ

る環境を整えることが不可欠です。

特定最低賃金の設定により、整備部門を含む自動車小売の労働条件の改善を進めることができ、地域経済の安定と交通インフラの安全維持に直結するものと考えます。

以上の理由から、自動車小売業における特定最低賃金の必要性を強く訴えます。

(会長) ありがとうございます。次に使用者側より御意見をお伺いします。

(大内委員) 使用者側大内です。

昨年も申し上げましたように、将来的には特定最低賃金自動車小売業については、無くしていく方向で考えていることには変わりないのですが、昨年お約束したように、今年は必要性有りということでお願いしたいと思います。昨年お約束して、労使で話し合いをした結果でございますので、これを曲げるのはいかがなものかと思いますので、本年は必要性有りで進めていただければと思います。

以上です。

(会長) ありがとうございます。公益側は御意見ございますか。改正の必要性有りということでよろしいでしょうか。

《 異議なし 》

(会長) 自動車小売業最低賃金について、改正の必要性を認めるとの意見ですでの、特定最低賃金に係る改正の必要性の有無に係る審議終了後に必要性有りの答申を行うことにします。

(佐藤委員) ここで一つお願いがあるのですが、今後の審議のことについて労使で直接協議させていただければと思います。時間として15分から20分ほどいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(会長) それでは、お時間を取りたいと思います。

それまで、休会といたします。

【労働者側・使用者側委員退室】

( 休 会 )

【労働者側・使用者側委員入室】

(会長) 御苦労様でございました。自動車小売業についての答申を先に済ませてから、今の協議についてのお話を伺うという段取りでよろしいでしょうか。

それでは、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、答申を行います。

【会長から局長へ答申文を手交】

【答申文の写しを各委員へ配布】

(会長) 答申文の読み上げをお願いします。

(室長) 【特定最低賃金業種答申文を読み上げ】

(2) 必要性ありの答申がなされた特定（産業別）最低賃金の金額改正決定の諮問について

(会長) 引き続きまして、特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局から説明願います。

(室長) これから改正の必要性有りの答申をいただいた特定最低賃金について、岡田労働局長から熊沢会長に対して改正決定の諮問をさせていただきます。局長、会長は中央へお願ひいたします。

【局長から会長へ諮問文を手交】

【諮問文の写しを各委員へ配布】

(室長) 【諮問文の読み上げ】

(3) 特定（産業別）最低賃金専門部会の設置及び廃止等について

(会長) ただいま局長より特定最低賃金に係る1業種の金額改正決定の諮問がありました。

事務局より、専門部会の設置及び廃止についての説明をお願いします。

(室長) 最低賃金法第25条第2項において、「最低賃金の改正決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と規定されています。

したがいまして、本審議会において、最低賃金法第25条第2項に基づき、法律上当然に専門部会が設置されることとなり決議は要しません。

設置されました専門部会の廃止につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項において、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されておりますが、「専門部会がその任務を終了する前においても、あらかじめ廃止す

る旨の議決を行うことができる。」と解されています。専門部会の廃止の在り方について、あらかじめ本審議会において議決をお願いいたします。

なお、専門部会の廃止について、その任務が終了したときは、当該専門部会の最低賃金についての異議申出期間が満了したときとなっています。

(会長) ただいま、事務局より説明がありました「福島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会の設置及び廃止について」の専門部会の廃止については、当該専門部会の特定最低賃金の異議申し出期間が満了したときに廃止することとし、本審議会であらかじめ決議することにご異議ございませんか。

#### 《 異議なしの声 》

(会長) それでは、諮問のあった特定最低賃金の改正について調査審議を行う専門部会を設置し、該当する特定最低賃金の異議申出期間が満了したときに、当該専門部会を廃止することとします。

続きまして、専門部会の委員の推薦等に係る事務について、事務局から説明をお願いします。

(室長) 最低賃金法第25条第2項に基づく専門部会を設置した場合は、部会委員の推薦の公示を行います。公示期間は公示翌日から起算して2週間を予定し、明日9月19日から10月2日までとなります。それまでの間に、労使の団体から各3名の候補者を御推薦いただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

なお、専門部会の労使の委員については、3名のうち2名はそれぞれ、関係労働者、関係使用者を代表する委員となるよう、御配意願います。

(会長) 只今の説明で質問等がありましたらお願いします。

( な し )

(会長) それでは、委員の推薦について、事務局は手続きを進めてください。

#### (4) 特定最低賃金専門部会の運営について

(会長) 続きまして、特定最低賃金専門部会の運営についてお諮りいたします。事務局より説明をお願いします。

(室長) 特定最低賃金専門部会の運営につきまして、説明させていただきます。参考人の意見聴取についてですが、最低賃金法第25条第5項の規定により、最低賃金の改正について調査審議を行う場合は、公示により関係労働

者及び関係使用者の意見を聞くこととなります、昨年は公示による意見及び陳述希望がなかったことから、参考人の意見聴取は実施しておりません。

本年度、公示による意見及び陳述の希望がなかった場合の取扱いについて、御検討をお願いいたします。

(会長) 事務局より説明がありました参考人の意見聴取について、例年同様の取扱いとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、公示による意見及び陳述希望がなかった場合は、参考人意見聴取については実施しないこととします。

(5) 最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについて

(会長) 次に、最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについてお諮りいたします。事務局より説明をお願いします。

(室長) 最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と定められており、専門部会で全会一致の結論となつた場合は、それをもって審議会の決議とすることができます。

当審議会においては、かねてより特定最低賃金専門部会で全会一致の結論となつた場合には、それをもって審議会の決議としてきたところです。

本年度の適用の在り方について、御検討をお願いいたします。

(会長) 事務局から説明がありましたが、昨年度同様、専門部会で全会一致の結論となつた場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、専門部会で全会一致の結論となつた場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、それをもって審議会の決議とすることとします。

他に何かございますか。

( な し )

(会長) 先ほどの労使協議について、お話を伺ってよろしいでしょうか。

(佐藤委員) 今後の必要性の有無の審議をスムーズに進めるために、今年度については時間等の制約がありますので、来年度以降、他県で実施している小委員会方式、または専門部会方式を検討したいということで、労働側にお諮りいたしました。その結果、これから時間をかけて来年度に向けて、前向きに検討していただくということになりました。

以上です。

(会長) はい。来年度以降の議論の進め方についての確認をされたということで理解してよろしいでしょうか。ありがとうございました。

残り4業種については、結論がでていない状態で、一言だけ申し上げさせてください。必要性の有無の審議はとても重要で、全会一致でなければ進めないという性質を持っているので、議論に慎重を要するということは確かなのですが、何年も前から伺っていて、やはりなかなか話がかみ合わないと思うことがございます。まず、地賃と特賃というのは、目的・機能が異なっているということがありますから、その意味では原理の上で、特賃を据え置いて地賃が上がっていけば埋没するのは必然的なことなのですが、埋没すると特賃の役割が無くなるという議論はおかしいわけです。なぜかというと、特賃は地賃と違って各都道府県の特定の産業が選ばれてあるということですから、ある意味では、言葉を換えれば、最低賃金制度によるその地域の重要産業指定ということです。ですから、ここの産業の労働条件は地賃一般よりも高くあるべきであるという制度の建付けのはずです。だから、埋没したら改定の必要がなくなるということではなくて、埋没すれば改定の必要性が発生すると理解されるべきものだと言えます。

佐藤委員がおっしゃるとおり、特賃の制度そのものがおかしいという議論は当然あり得るのですが、現行制度を前提にすれば、埋没したことで役割が終わったのではなくて、埋没することによって引上げの必要性が増すような性質の制度であります。特賃は隣接地域の似た産業との間の競合関係もさることながら、福島県内の他の産業よりも優位であるということに特賃の意味があるということなので、埋没したから必要性無しという話にはならないと、公益委員は原理的に理解しているところです。改めてそこは踏まえて議論を進めていただければと思います。以上です。

(佐藤委員) 特定最低賃金が出来た時代背景を考えれば、必要性に応じてということ  
で、各県バラバラに特定の一部の業種だけが選定されたと思っております。  
しかし、現在は、以前と時代背景も違ってきております。

以前は、自分が審議会を降りるまでには逆転することは起きないと思つ  
ていましたが、安倍政権になって以降、大幅な引上げが行われて、今回も7  
8円となりましたので、全国のほとんどの県において、鉄鋼業はもともと  
高く設定されている関係で今年も埋没しないような所が多いのですが、他  
の業種についてはほとんど埋没した形になっております。地方の審議会で  
様々な課題を抱える特賃の制度等について考えることはできませんので、  
そのところはやはり国の方で、明確な方針に基づいて見直しを行ってい  
ただきたいと思っております。

(会長) 業種指定の、そこからの時間経過が問題になるのであれば対応の仕方は  
2つあると思います。1つは、5年に一度くらいにその都道府県の産業構  
成を見直すことによって、特賃の産業自体がどんどん入れ替わっていくと  
いう、こういう時間経過や時代変化に対する対応の仕方はひとつあると思  
います。今の佐藤委員のお話は、時間が経っているというお話の他に、特  
定の産業に対して適用される地賃よりの高い最賃制度が存在することその  
ものに対する御批判ですよね。もし、例えば私たちが議論してきた5業種  
ではなくて、今の福島にはもっと重要な、もっと守られるべき産業がある  
とか、そういうことが何らかのデータによって合意されたとしたら、この  
5業種のうちの何かは落ちて、その代わり新しい特賃が福島に入ってくる  
という内部の構成が変わっていくということであれば御納得ですか。  
そうではなくて、何であれ、福島の中で特定の産業について地賃以上の最  
賃を定めるということ自体がおかしいという御意見でしょうか。

(佐藤委員) いろいろな観点から言えることはありますが、特定の産業だけ優遇する  
ということ自体が今の時代にそぐわないと考えております。

委員に就任して、最初から今でも理解出来ないのですが、各県バラバラ  
に特定の産業だけある程度優遇すべきということについて、重要な産業と  
いう位置づけについてある程度分かりますが、それではいけないのではないか  
と思っております。

先ほども申し上げたように、法改正を伴う事項も含めた特賃制度の在り

方について、中長期的な視点から見直しの議論を進めていただきたいと思っております。

(塩澤委員) 今の議論を含めてですが、審議会ということもありますから少し整理が必要なのではないかと思います。例えば、これまでの労働側、使用者側、公益側の様々な主張の中で、まずは地域別最低賃金の審議の整理がもう少し必要になってくるのではないかと思います。昨今においては、目安額が非常に高く設定されている背景を含めて、納得がいかない部分もあったりしていると見えます。納得せざるを得ない、納得しにくい部分があるということは、地域別最低賃金の附帯事項を含めて、しっかりと地域の声を出していくことは必要だと思います。

一方で、特定最低賃金の議論においては、議論そのものの全体の課題解決に向けた議論の場面が必要である。それから福島県における5業種の議論、先ほど橋本委員からもありましたように、5業種の特色をしっかりと必要性審議の中でも踏まえながらそれぞれの主張を踏まえて、必要性の有無を議論していくべきだという整理が今一度必要だと思います。

もうひとつ、5業種だけが特別なのかということを踏まえると、県内産業の特色において、業種議論が必要になってきた時期にきているのかと思います。会長もおっしゃるように、5業種が過去からの経過があって今の姿になっていますが、さらに、この5業種にプラスαの業種が、福島県内の産業の特色で必要になってくるのではないか、このようなことも審議会の場面で、議論、整理が必要だと感じましたので、今後のことを踏まえて、今のおかれている5業種の議論、新たな部分も踏まえて県内産業の特色における業種議論、このところの整理をしてみてはどうなのかなと感じた次第です。意見とかではなく、毎年、双方の意見の違いが出てきますから、そのところの整理が改めて必要ではないかと思います。

(会長) 御意見ありがとうございます。今後、4業種については審議が続きますので、事務局から次回の日程などについて御説明をお願いします。

(室長) 本日午前、福島県労連から異議の申し出がありました。

そのため、9月24日につきましては、予定どおり、異議審のための審議会を開催させていただきます。時間は16時30分から、場所は本日と同じ1階共用会議室になりますので、よろしくお願いします。

(塩澤委員) 異議審のみでよろしいでしょうか。

(室長) はい。

(会長) 必要性の有無については、また改めてということになります。

#### 4 閉会

(会長) 他になければ、これにて本日の審議会を閉会といたします。